

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事
工事地名	埼玉県加須市伊賀袋地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010018	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	227日間 自 令和 8年 8月17日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	加須地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	渡良瀬川	2 2) 処 分 費 等	122,200
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	令和 8年 3月 2日
河川土工 1 式 法覆護岸工 1 式 付帯道路工 1 式 付帯道路施設工 1 式 光ケーブル配管工 1 式		構造物撤去工 1 式 仮設工 1 式	

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川改修費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 一般改修（一般）
---------------------	----------------	-----------------	---------------------

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸			式	1		138,817,519			
河川土工			式	1		86,869,899			
掘削工			式	1		26,500			
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3	20	1,325	26,500				単-1号
盛土工		式	1		7,753,714				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	1,000	6,993	6,993,000				単-2号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	820	927.7	760,714				単-3号
盛土工(ICT)		式	1		68,210,490				
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	24,900	252.9	6,297,210				単-4号
土砂等運搬 渡良瀬遊水地	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	式	1		49,602,000				内-1号
土砂等運搬 渡良瀬川右岸1.0k付近	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	式	1		5,135,610				内-2号
掘削 渡良瀬遊水地	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		5,008,500				内-3号

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ルース) 渡良瀬川右岸1.0k付近		土砂 土量50,000m3未満	式	1		2,167,170			内-4号
法面整形工(ICT)			式	1		10,879,195			
法面整形(盛土部)(ICT)		法面締固め無し	m2	18,950	574.1	10,879,195			単-5号
法覆護岸工			式	1		32,204,480			
植生工			式	1		32,204,480			
張芝		張芝工 500m2以上	m2	13,880	1,949	27,052,120			単-6号
人工張芝			m2	5,510	906	4,992,060			単-7号
市松芝		野芝	m2	140	1,145	160,300			単-8号
付帯道路工			式	1		5,779,602			
アスファルト舗装工			式	1		5,277,104			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クワッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	m2	2,120	645.2	1,367,824			単-9号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,120	1,844	3,909,280			単-10号

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
アスファルト舗装工 坂路			式	1		273,812			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クラッシュラン RC-40 仕 上り厚 150mm	m2	110	645.2	70,972			単-11号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	110	1,844	202,840			単-12号
縁石工			式	1		228,686			
歩車道境界ブロック		B種(180/205×250×60 0)	m	26	6,771	176,046			単-13号
アスカープ		再生細粒度アスコン(13) 1 95cm2以上215cm2未満	m	40	1,316	52,640			単-14号
付帯道路施設工			式	1		14,381			
道路付属物工			式	1		14,381			
距離標看板設置		再利用	箇所	1	6,130	6,130			単-15号
距離標設置		金属製 Φ100	箇所	1	8,251	8,251			単-16号
光ケーブル配管工			式	1		1,996,807			
作業土工			式	1		615,700			

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(光ケーブル配管)		押土無 障害無 施工数量 60m 3	式	1		179,830			内-5号
埋戻し			式	1		435,870			内-6号
配管工			式	1		742,607			
配管設置(埋設部)		FEP 土砂 管径 80mm	m	265	2,777	735,905			単-17号
埋設表示鋲設置			個	6	1,117	6,702			単-18号
ハンドホール工			式	1		638,500			
ハンドホール		1200×600×900 鉄蓋 付き	箇所	1	638,500	638,500			単-19号
構造物撤去工			式	1		642,245			
道路付属物撤去工			式	1		4,752			
距離標撤去			箇所	1	2,333	2,333			単-20号
距離標看板撤去		再利用	箇所	1	2,419	2,419			単-21号
構造物取壊し工			式	1		247,337			

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下	式	1		4,367			内-7号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	1,050	231.4	242,970			単-22号
運搬処理工			式	1		390,156			
殻運搬		アスファルト殻	m3	52	5,153	267,956			単-23号
殻処分		アスファルト殻	m3	52					単-24号
仮設工			式	1		11,310,105			
工事用道路工			式	1		1,120,305			
仮設坂路			式	1		413,140			内-8号
敷鉄板		22×1,524×6,096 (mm)設置・撤去	式	1		707,165			内-9号
交通管理工			式	1		10,189,800			
交通誘導警備員			式	1		10,189,800			内-10号
直接工事費			式	1		138,817,519			

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		17,121,122			
共通仮設費			式	1		7,321,122			
運搬費			式	1		2,688,704			
仮設材運搬費			式	1		2,688,704			内-11号
準備費			式	1		2,211,418			
表土運搬処理			式	1		2,211,418			内-12号
技術管理費			式	1		1,146,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		1,146,000			内-13号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		1,275,000			
共通仮設費 (率計上)			式	1		9,800,000			
純工事費			式	1		155,938,641			
現場管理費			式	1		37,425,000			

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事	(当 初)				事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価			式	1		193,363,641			
一般管理費等			式	1		30,376,359			
工事価格			式	1		223,740,000			
消費税相当額			式	1		22,374,000			
工事費計			式	1		246,114,000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 土砂等運搬
渡良瀬遊水地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 14.0km以下	m 3	21,000	2,362	49,602,000			
合 計					49,602,000			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書

土砂等運搬
渡良瀬川右岸1.0k付近

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

掘削
第 3号内訳書 渡良瀬遊水地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	21,000	238.5	5,008,500			
合 計					5,008,500			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書 積込(ルーズ) 渡良瀬川右岸1.0k付近

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	8,700	249.1	2,167,170			
合 計					2,167,170			

一式当たり内訳書

掘削(光ケーブル配管)
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（光ケーブル配管工）	全ての費用	m 3	70	2,569	179,830			
合 計					179,830			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し・締固め（光ケーブル配管工）	全ての費用	m 3	60	3,793	227,580			
【材料費】								
埋設表示シート	600 (mm) × 50 (m) 折込倍率2倍	巻	5.3	39,300	208,290			
合 計					435,870			

一式当たり内訳書

舗装版切断
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	6	727.9	4,367			
合 計					4,367			

一式当たり内訳書

仮設坂路
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	353	450. 2	158, 920			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 65日 無 有	枚	38	6, 690	254, 220			
合 計					413, 140			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【渡良瀬川右岸1.0k付近】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	409	450. 2	184, 131			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 25日 無 有	枚	44	3, 250	143, 000			
【渡良瀬遊水地】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	372	450. 2	167, 474			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 49日 無 有	枚	40	5, 314	212, 560			
合 計					707, 165			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	555	18,360	10,189,800			
合 計					10,189,800			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【仮設坂路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	121.3	5,380	652,594			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	121.3	1,500	181,950			
【渡良瀬川右岸1.0k付近】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	141.2	5,380	759,656			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	141.2	1,500	211,800			
【渡良瀬遊水地】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	128.3	5,380	690,254			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	128.3	1,500	192,450			
合 計					2,688,704			

一式当たり内訳書

表土運搬処理

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	4,120	403.9	1,664,068			
整地	敷均し(ルース) 標準(10,000m3未満) 無し	m 3	4,100	133.5	547,350			
合 計					2,211,418			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	単位	m3	数量	1	単価	1,325
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m 3	1	1,325	1,325		
計						1,325		
単価						1,325	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,993
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m 3	1	6,993	6,993		
計						6,993		
単価						6,993	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－3号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	927. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	927. 7	927. 7		
計						927. 7		
単価						927. 7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	252. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3以上 無し	m 3	1	252. 9	252. 9		
計						252. 9		
単価						252. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締め無し	単位	m2	数量	1	単価	574.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 1:1 質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	574.1	574.1		
計						574.1		
単価						574.1	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,949	1,949		
計						1,949		
単価						1,949	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	人工張芝		単位	m2	数量	1	単価	906
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人工張芝			m 2	1	906	906		
計						906		
単価						906	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1, 145
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1, 145	1, 145		
計						1, 145		
単価						1, 145	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	645.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	645.2	645.2		
計						645.2		
単価						645.2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,844
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,844	1,844		
計						1,844		
単価						1,844	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	645.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	645.2	645.2		
計						645.2		
単価						645.2	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,844
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,844	1,844		
計						1,844		
単価						1,844	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	6,771
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 B種(180/205×250×600) 再生クラッシュラン RC-40 無し	m	1	6,771	6,771		
計						6,771		
単価						6,771	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	アスカープ	再生細粒度アスコン(13) 195cm2以上215cm2未満	単位	m	数量	1	単価	1,316
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アスカープ		195cm2以上215cm2未満 再生細粒度アスコン (13) 全ての費用	m	1	1,316	1,316		
計						1,316		
単価						1,316	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－15号	距離標看板設置	再利用	単位	箇所	数量	1	単価	6, 130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
距離標		設置 〆 祢式(土中埋込)	枚	1	6, 130	6, 130		
計						6, 130		
単価						6, 130	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	距離標設置	金属製 Φ100	単位	箇所	数量	1	単価	8, 251
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路付属物設置工(境界鋲設置)		10枚未満 手間＋材料費(標準以外) 無 無	枚	1	7, 509	7, 509		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m 3	0. 02	37, 080	741. 6		
計						8, 250. 6		
単価						8, 251	円／箇所	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	配管設置(埋設部)	FEP 土砂 管径 80mm	単位	m	数量	1	単価	2, 777	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
配管設置 (埋設部)		4条 全ての費用	m	1	2, 777	2, 777			
計						2, 777			
単価						2, 777	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	埋設表示板設置		単位	個	数量	1	単価	1, 117
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地中埋設標敷設		鉄製	個	1	636. 4	636. 4		
埋設表示板		鉄製	個	1	480	480		
計						1, 116. 4		
単価						1, 117	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	ハンドホール	1200×600×900 鉄蓋付き	単位	箇所	数量	1	単価	638, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ハンドホール		全ての費用	個	1	635, 700	635, 700		
基礎砕石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシャー 40～0 全ての費用	m 2	2	1, 363	2, 726		
計						638, 426		
単価						638, 500	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	距離標撤去		単位	箇所	数量	1	単価	2, 333
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
付属物撤去工（境界杭）		10本未満 無 無	本	1	2, 333	2, 333		
計						2, 333		
単価						2, 333	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	距離標看板撤去	再利用	単位	箇所	数量	1	単価	2,419
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
距離標		撤去 パネル式(土中埋込)	枚	1	2,419	2,419		
計						2,419		
単価						2,419	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	231.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	231.4	231.4		
計						231.4		
単価						231.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	5,153
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 有り 19.5km以下 全ての費用	m 3	1	5,153	5,153		
計						5,153		
単価						5,153	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一24号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1				
計								
単価							円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価	1, 949
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 949. 3	1, 949		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					1, 949		
	単価					1, 949	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路付属物設置工(境界鉋設置)	10枚未満 手間＋材料費(標準以外) 無 無	単位	枚	数量	1	単価	7,509
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	境界鉋設置工	金属製 設置手間	枚	1	1,509.95	1,509		
	距離鉋	φ100 真鍮	本	1	6,000	6,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					7,509		
	単価					7,509	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	地中埋設標敷設	鉄製	単位	個	数量	10	単価	636. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 2	31, 824	6, 364		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6, 364		
単価						636. 4	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	付属物撤去工（境界杭）	10本未満 無 無	単位	本	数量	1	単価	2, 333
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
境界杭撤去工			本	1	2, 333. 76	2, 333		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2, 333		
単価						2, 333	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
処分費		トータツ産業	m ³	100				
	計							
	単価							円／m ³

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	450. 2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839		
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749		
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	58, 290	17, 195		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444		
	計					45, 020		
	単価					450. 2	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 65日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	6,690
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	5,590	5,590		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,690		
	単価					6,690	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 25日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	3,250
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	2,150	2,150		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,250		
	単価					3,250	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 49日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	5,314
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	4,214	4,214		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					5,314		
	単価					5,314	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18, 360	18, 360		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 360		
単価						18, 360	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5, 380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 40kmまで	t	1	5, 380	5, 380		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 380		
単価						5, 380	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積み込み、取卸し費	積み込み、取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積み込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	58, 290
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334		
	軽油		L	119	129	15, 351		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					58, 290		
	単価					58, 290	円／日	

R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	138, 817, 519
(2) 共通仮設費 -----	17, 121, 122
(3) 純工事費 -----	155, 938, 641

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	37, 425, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	193, 363, 641
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	30, 376, 359
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	223, 740, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	22, 374, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	246, 114, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	223, 740, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	224, 840, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	204, 400, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	30, 377, 428	)
-------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川工事			合算工事：0			
対象工事費	138,817,519	直接工事費	138,817,519	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	122,200	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		138,817,519		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		138,695,319			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.92 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.06 %	（6.92% × 週休1.02）			
計上額		9,800,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	138,695,319	直接工事費	138,817,519		
非対象額計（－）	122,200				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	122,200	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	138,695,319	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.92 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.92 %				
計上額	1,275,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	6,046,122				
運搬費	2,688,704	準備費	2,211,418	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					17,121,122

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	155,938,641	単独（追加工事）直接工事費	138,817,519	単独（追加工事）共通仮設費	17,121,122
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	155,938,641	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	155,816,441		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.3　%		0　%		0　%
施工地域等補正	0　%				
施工時期補正	0　%	熱中症補正	0　%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　%				
砂防・地すべり補正	0　%		0　%		
率（補正後）	24　%（23.3% × 週休1.03）		0　%		
計上額	37,425,000		0		0
			8,770,608（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所	工務第一課	工事番号	2025010018	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

工事原価	193,363,641				
純工事費	155,938,641	現場管理費	37,425,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	193,363,641	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	193,241,441	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	193,363,641				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.67 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	30,376,359				
業務委託料等	0				
調査基準価格	224,840,000				
調査基準価格の100/110	204,400,000	（ 91.36 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3		20		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		1,000		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		820		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		24,900		
土砂等運搬 渡良瀬遊水地	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 渡良瀬川右岸1.0k付近	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
掘削 渡良瀬遊水地	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
積込(ルース) 渡良瀬川右岸1.0k付近	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		18,950		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		13,880		
人工張芝		m2		5,510		
市松芝	野芝	m2		140		
付帯道路工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m ²		2,120		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m ²		2,120		
アスファルト舗装工 坂路		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m ²		110		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m ²		110		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m		26		
アスカープ	再生細粒度アスコン(13) 195cm ² 以上215cm ² 未満	m		40		
付帯道路施設工		式		1		
道路付属物工		式		1		
距離標看板設置	再利用	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
距離標設置	金属製 Φ100	箇所		1		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)	押土無 障害無 施工数量 60m 3	式		1		
埋戻し		式		1		
配管工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 土砂 管径 80mm	m		265		
埋設表示鋲設置		個		6		
ハットホル工		式		1		
ハットホル	1200×600×900 鉄蓋付き	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路付属物撤去工		式		1		
距離標撤去		箇所		1		
距離標看板撤去	再利用	箇所		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		1, 050		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		52		
殻処分	アスファルト殻	m3		52		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設坂路		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬処理		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事
特記仕様書

令和 8 年 1 月
国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
（１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理

技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙【近隣地域一覧】の工事ではない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）へ

の登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県加須市伊賀袋 緯度 36° 10' 51" 経度 139° 41' 18"
終点 埼玉県加須市向古河 緯度 36° 10' 59" 経度 139° 41' 21"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、埼玉県加須市伊賀袋地先（渡良瀬川右岸2.5km付近）の堤防の嵩上げ・拡幅を行うものである。

主な工種は河川土工（盛土工）・法覆護岸工（植生工）であり、それぞれ約26,720m³、約19,530m²を予定している。

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
H31 利根川上流管内堤防詳細設計業務	4037575485

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

※写真１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
※写真２）所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。（別紙様式 0-1～0-10）
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①河川土工
- ②付帯道路工
- ③光ケーブル配管工

第 14 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー 15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 15 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 16 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

- ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議

- の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物（20）	表層
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	下層路盤

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正 令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト殻	トーテツ産業（株） 栗宮事業所	栃木県小山市栗宮2555

上記（2）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

トーテツ産業（株）栗宮事業所：８時３０分～１７時００分

４．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

５．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12 年5月31 日法律第104 号）第11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10 条第1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条 コンクリート副産物から再生された資源について

- １．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- ２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- ３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- ４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- ５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３ 配合」に従うものとする。

第２７条 施工管理

- １．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- ２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職

員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行う

ものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的

に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1）～4）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段

階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。

- １）３次元ＭＣ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点 ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

第31条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の標準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7）RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

第32条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第33条 ICT活用工事（土工）の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領

・ I C T活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１） ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２） ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・ 共通仮設費率補正係数：１．２

・ 現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２． 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条 I C T活用工事（舗装工）の費用について

１． 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関する I C T施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ I C T活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１） ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事（法面工）の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1) (2)により費用を計上することとする。

- ・ ICT活用工事（法面工）積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を

確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(２) ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：１．２

- ・ 現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 37 条 優秀若手技術者表彰制度、ICT 活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ICT 活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

第 38 条 快適トイレの設置

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1 BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）

9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）
- 4 その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第40条 DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第41条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止。

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、特別な理由により交通誘導員が配置できない場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	配置時期	備考
土取場出入口	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地 第二調節池内
堤防天端	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬川左岸 9.0k付近
堤防天端	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬川左岸 8.9k付近
堤防天端	昼間作業	1人	土運搬	思川右岸0.5k 付近
松原大橋一般合流点	昼間作業	1人	土運搬	
一般道交差部	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地 第二調節池内
工事用道路ゲート	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地 第二調節池内
狭所区間	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地 第二調節池内
堤防天端	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地 鷹見台
新赤間橋	昼間作業	2人	土運搬	
坂路交差部	昼間作業	1人	土運搬	渡良瀬遊水地
野渡橋	昼間作業	1人	土運搬	
自転車道交差部	昼間作業	1人	土運搬	渡低2.0k付近 囲ぎよう堤
第一排水門分岐点	昼間作業	1人	土運搬	

一般道合流点	昼間作業	1 人	土運搬	佐野古河線 渡良瀬川右岸 4.3k付近
堤防天端	昼間作業	1 人	土運搬	渡良瀬川右岸 4.0k付近
一般道合流点	昼間作業	1 人	土運搬	佐野古河線 渡良瀬川右岸 3.8k付近
坂路天端	昼間作業	1 人	土運搬	三国橋下流 渡良瀬川右岸 3.5k付近
坂路下端	昼間作業	1 人	土運搬	三国橋下流 渡良瀬川右岸 3.5k付近
施工箇所出入口	昼間作業	1 人	土運搬	渡良瀬川右岸 2.5k付近
工事用道路ゲート	昼間作業	1 人	土運搬	渡良瀬川右岸 4.0k付近
土取場出入口	昼間作業	1 人	土運搬	渡良瀬川右岸 1.0k付近
坂路交差部	昼間作業	1 人	土運搬	渡良瀬川右岸 1.5k付近

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

7. 工事用道路

工事用道路を使用する場合、工事用道路に設置されているゲート開閉の詳細については監督職員の指示によるものとする。

第42条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第44条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第45条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第46条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出し実施するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第 4 7 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 2 8 年 1 2 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 4 8 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 4 9 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 5 0 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 5 1 条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第52条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第53条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第54条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係 「見学路及び椅子の設置」を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 「盗難防止(警報機等)」を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 「社会貢献」、「見学会等の開催」を実施するものとする。

2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第55条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等53日間を見込み、契約の翌日から令和9年3月31日までとする。
 なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1.63
④余裕期間	6ヶ月

（※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。））

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：9日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の国土交通省（八斗島観測所、栗橋観測所）、気象庁（板東観測所）及び環境省（伊勢崎地点、久喜地点、我孫子地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

- ・ 準備・後片付け
- ・ 構造物撤去工
- ・ 仮設工
- ・ その他監督職員が承諾した工種

また設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

5. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保

等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５６条 出水期中の水防対応

水防対応が発生または想定された場合、本工事の施工により水防団等の堤防天端の通行ができないことから、水防活動に相当する対応を本工事で実施することとする。作業を実施する場合、監督職員から指示するものとするが、現場で水防活動に相当する対応が必要な場合は監督職員へ承諾を得るものとする。水防活動に相当する対応に要する費用については設計変更の対象とする。

第５７条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５８条 工事工程表の開示の試行工事

- １．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- ２．工事契約後、設計審査会等において、「第５７条 工事工程クリティカルパスの共有」に

より作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート等調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５９条 週休２日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

2. 週休２日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、

労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乘じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第60条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋（国土交通省のデータ）、坂東（気象庁のデータ）観測所における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 6 1 条 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

- 1 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やか

に発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第63条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第63条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第63条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 新技術導入促進Ⅰ型で提案され、履行された技術については施工者選定型の履行とみなす。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第64条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像

（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 5 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場

臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術

管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第66条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することがで

きるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

第67条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第63条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第68条 CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

ただし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3. ～10. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリア

アップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・ 登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・ 平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・ 平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・ 平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。また、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因

及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第69条 出来高部分払方式

本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第70条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金・労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上

の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第71条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

① 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第2章 土 工

第72条 建設発生土の利用

1. 本工事の内、盛土工に使用する土は、下記のとおり予定している。

（採取土）

渡良瀬遊水地 第二調節池内仮置土

渡良瀬川右岸1.0km付近 高水敷

なお、上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 本工事の内、盛土工に使用する土砂は、予定数量であり他工事間との調整及び他機関からの土砂の受入調整の結果、盛土量、土運搬量、運搬距離に変更が生じる場合がある。

なお、数量に変更が生じた場合については契約変更の対象とする。

第73条 盛土工

1. 盛土箇所（掘削箇所）において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。
剥ぎ取った表土は渡良瀬川右岸2.5k付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする。
（運搬距離L=0.3km以下）
なお、上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。
4. 土量の確認方法は、締固め後の体積とする。
5. 盛土の締固めに使用する機械については、土木工事標準基準書のとおり見込んでいる。なお、構造物周辺1m及び狭隘等により上記機種により施工できない箇所については、タンパ等により入念に締固めるものとする。上記により難しい場合は、監督職員を協議するものとする。
6. 路体（築堤）盛土にともない、基礎地盤の沈下が確認された場合は、盛土量について、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることが出来る。
ただし、沈下を確認するための方法、計測位置、計測時期等については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。

第74条 土砂等運搬

土砂等運搬については、河川敷に整備している工事用道路を使用できるものとする。

第75条 建設発生土の受け入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式－8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量(m³)

第76条 掘削工

掘削土は、盛土工に流用するものとする。

掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第77条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼 び 強 度	セメント の種類	摘 要
基礎コンクリート	25mm	8cm	-	18.0N/mm ² 以上	高炉B種	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第78条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、1:3とする。

第4章 材 料

第79条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層	40~60	
アスカーブ	60~80	

第80条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第81条 人工張芝

1. 芝の重ね幅については10cm以上とする。
2. 芝串及び編上材は、自然に還元される材質を使用するものとする。
3. 芝に含む種子の種類は、監督職員の承諾を得るものとするが、外来植物抑制の観点から以下の種子は使用しないものとする。

カモガヤ(オーチャードグラス)、オオアワガエリ(チモシー)、ハルガヤ
 ホソムギ(ペレニアルライグラス)、スズメノカタビラ、スズメノテッポウ
 ネズミホソムギ、ネズミムギ(イタリアンライグラス)
 オニウシノケグサ(トールフェスク)、ナガハグサ(ケンタッキーブルーグラス)

※無表示：和名、()書き：別名

4. 上記により難い場合は、監督職員に協議するものとする。

第5章 土 木 工 事 共 通

第82条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング（株）に委託している。

第83条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第84条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第85条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第 86 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 87 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 88 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第6章 一般施工

第89条 仮設工

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
3. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者の責任において決定し、施工するものとする。
4. 設計図書に指定のない仮設については、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第90条 距離標の撤去・再設置

本工事の施工にあたり支障となる河川距離標（コンクリート杭）は、既設距離標の座標位置を確認の上、金属鋏にて同一測線上へ復旧するものとする。復旧にあたっては、監督職員から付与する「点の記」の更新および工事測量に準じて求めた座標値を図面に反映したものを監督職員へ提出するものとする。

第7章 舗装

第91条 材 料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

加熱アスファルト混合物の種類	示方アスファルト量	骨材の最大寸法	摘 要
再生密粒度アスファルト混合物	5～7%	20mm	表層
再生細粒度アスファルト混合物	6～8%	13mm	アスカーブ

第 9 2 条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1～2ℓ /m²を標準とする。

第 9 3 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 8 章 そ の 他

第 9 4 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第 9 5 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 9 6 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計にて震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 9 7 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るもの

とする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 98 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 5 条 第 5 5 条 第 5 5 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。	第 4 9 条 第 5 0 条 第 5 1 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 4 1 条 第 4 2 条
工事用道路関係	■ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第 8 9 条 第 8 9 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 4 条 第 5 1 条

近隣地域一覧(渡良瀬ブロック)

(1)茨城県

古河市	結城市	下妻市	常総市	筑西市	坂東市
八千代町	五霞町	境町			

(2)栃木県

宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市
真岡市	下野市	上三川町	壬生町	野木町	

(3)群馬県

太田市	館林市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町
邑楽町					

(4)埼玉県

さいたま市	熊谷市	行田市	加須市	東松山市	春日部市
羽生市	鴻巣市	上尾市	越谷市	桶川市	久喜市
北本市	蓮田市	幸手市	伊奈町	川島町	吉見町
宮代町	白岡市	杉戸町	松伏町		

(5)千葉県

野田市

概略工事工程表

工事名：R7渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事

工 種	単位	数 量	令和8年										令和9年			備考
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
余裕期間	式	1														・6ヶ月
準備工	式	1														・40日間
河川土工	m3 m3 m3 m2	20 1,800 24,900 18,950														・掘削工(1pt) ・盛土工(2pt) ・盛土工(4T)(2pt) ・法面整形工(2pt)
法覆護岸工	m2	19,530														・植生工(4pt)
付帯道路工	m2 m2 m	2,120 110 40														・アスファルト舗装工(1pt) ・アスファルト舗装工 坂路(1pt) ・縁石工(1pt)
付帯道路施設工	式	1														・道路付属物工(1pt)
光ケーブル配管工	式	1														・作業土工(1pt) ・配管工(1pt) ・ハンドホール工(1pt)
構造物撤去工	式	1														・構造物取壊し工(1pt)
仮設工	式	1														・工事用道路工(1pt)
後片付け	式	1														・20日間
制約 条件	出水期間															・6/1～10/31

137日(稼働日84日+作業不能日53日)

【凡 例】

:出水期
 :年末年始
 :実施工程
 :別途工事

※本工程表の数量は、四捨五入等の関係から数量総括表の数量とは若干異なります。

位置図

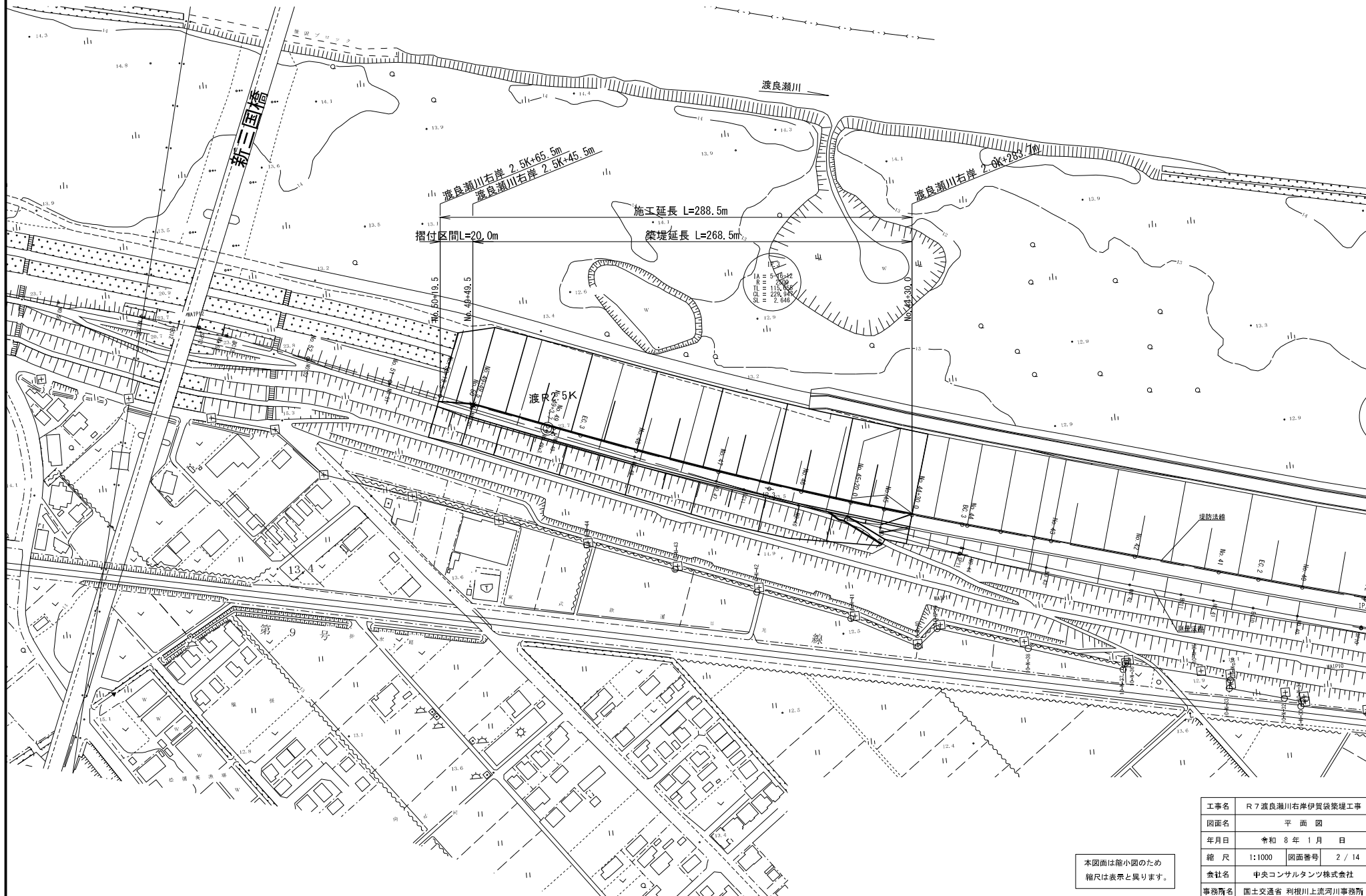
S=1:50,000



工 事 名		R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図 面 名		位 置 図		
年 月 日		令和 8 年 1 月 日		
縮 尺		1:50,000	図面番号	1 / 14
会社名		中央コンサルタンツ株式会社		
所長	副所長	課長	専門調査員	設計
事務所名		国土交通省 利根川上流河川事務所		

平面图

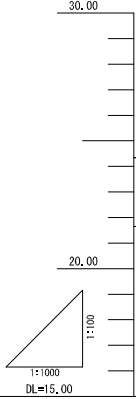
S=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	平 面 図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	2 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

V=1:100
H=1:500



$IA=5-16-12$
 $TL=115.055$
 $SL=2.646$

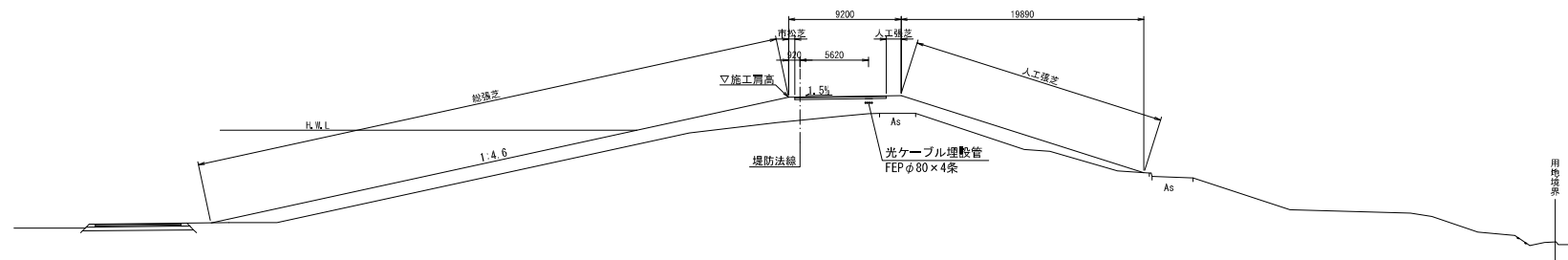
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	縦断図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	3 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

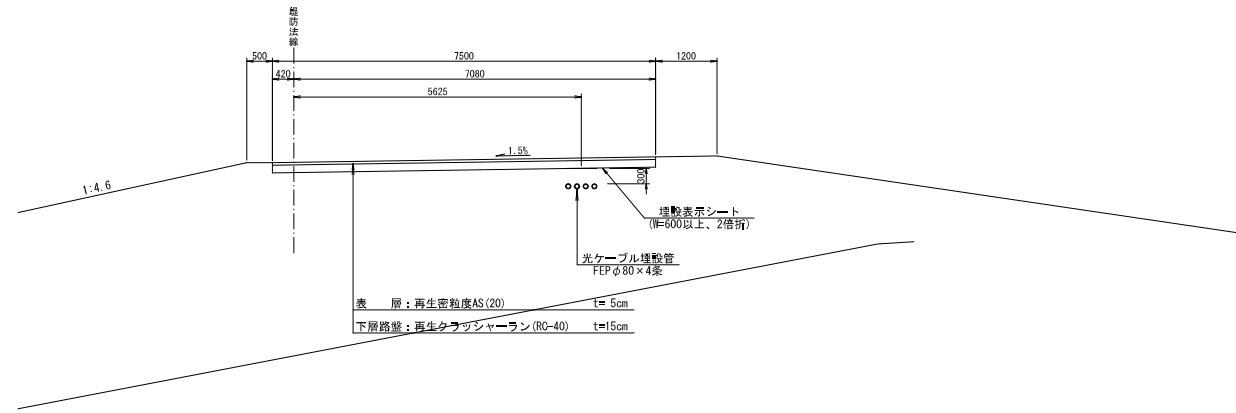
標準横断面

代表断面 S=1:200

DL=10,000



天端工詳細図 S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表景と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	標準横断面図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮尺	図景	図面番号	4 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横断図(1) S=1:200

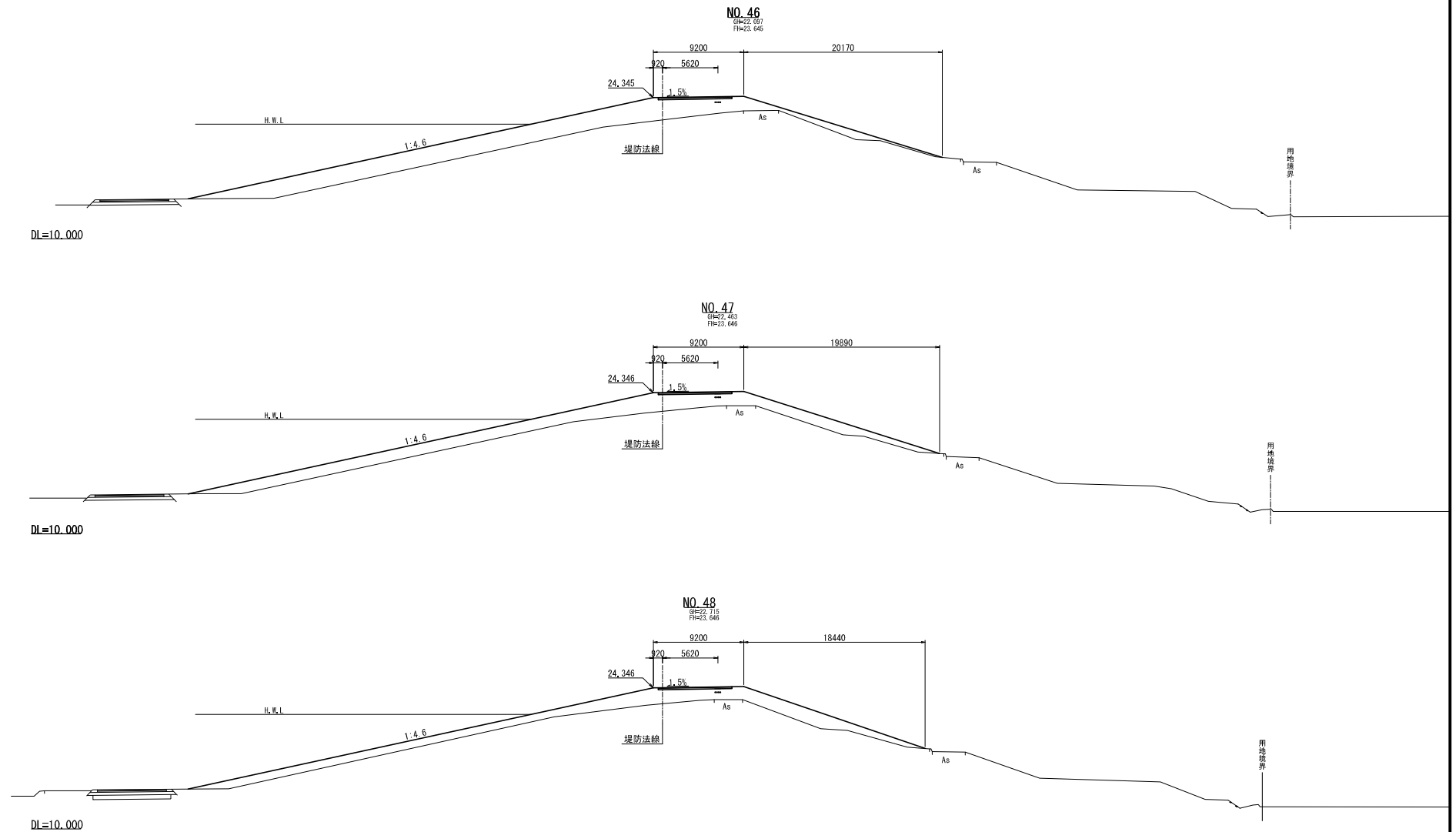
NO. 45 (NO. 44+30.0)
 GH=21.721
 FH=23.644



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	横断図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	5 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

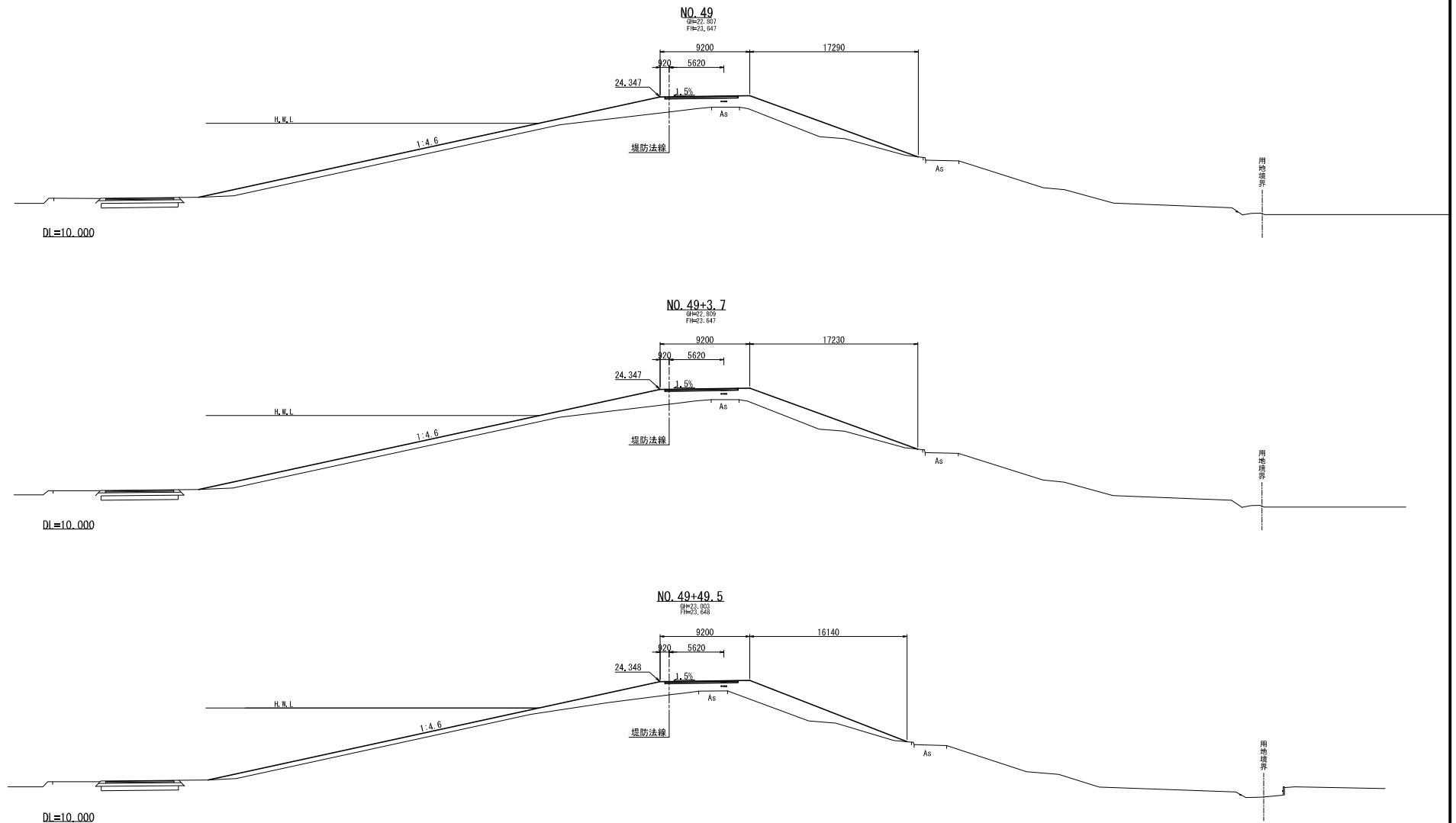
横断図(2) S=1:200



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:200	図面番号	6 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横断図(3) S=1:200

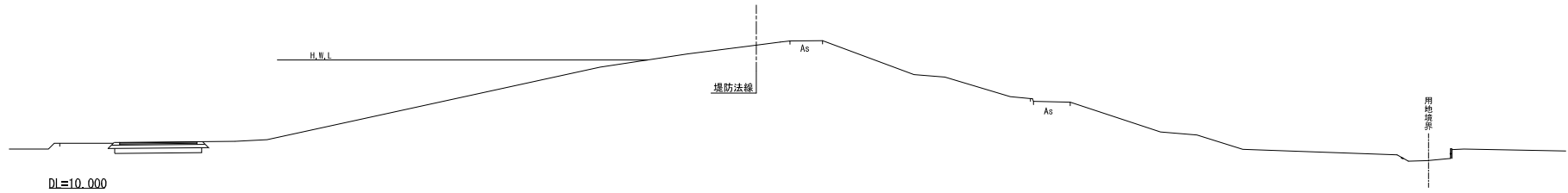


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:200	図面番号	7 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横断図(4) S=1:200

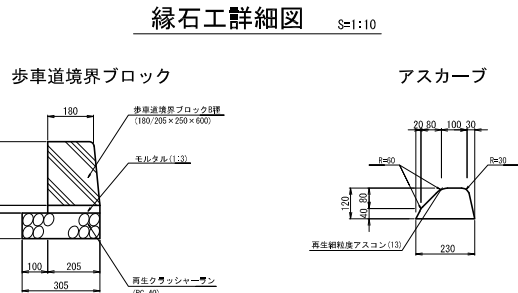
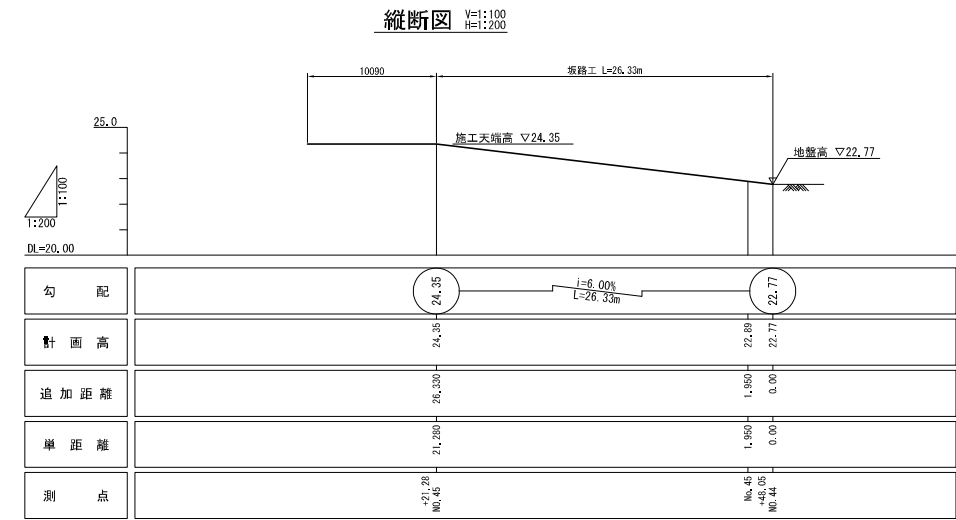
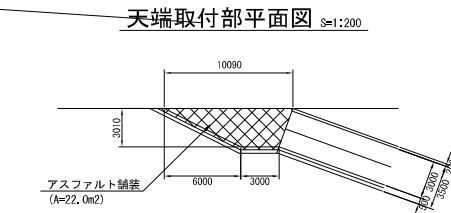
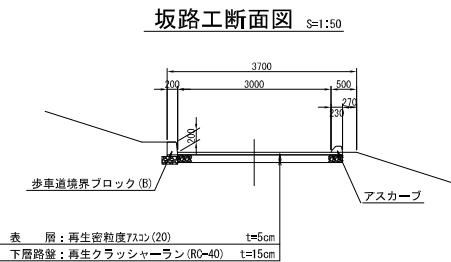
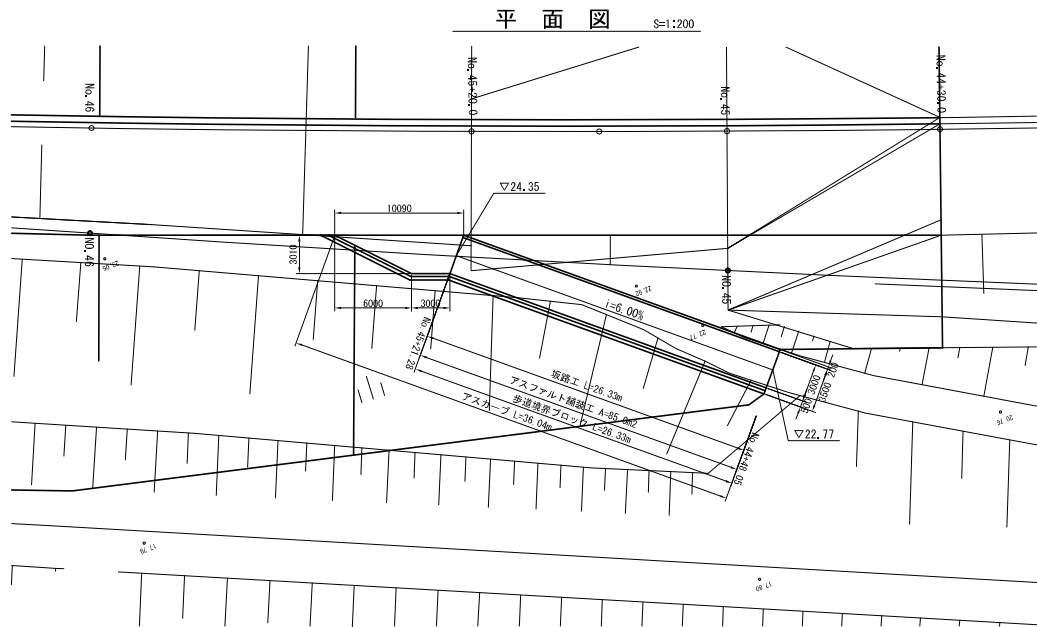
NO. 50 (NO. 50±19.5)
BM=23.003
PI=23.648



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	横断図(4)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮尺	1:200	図面番号	8 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

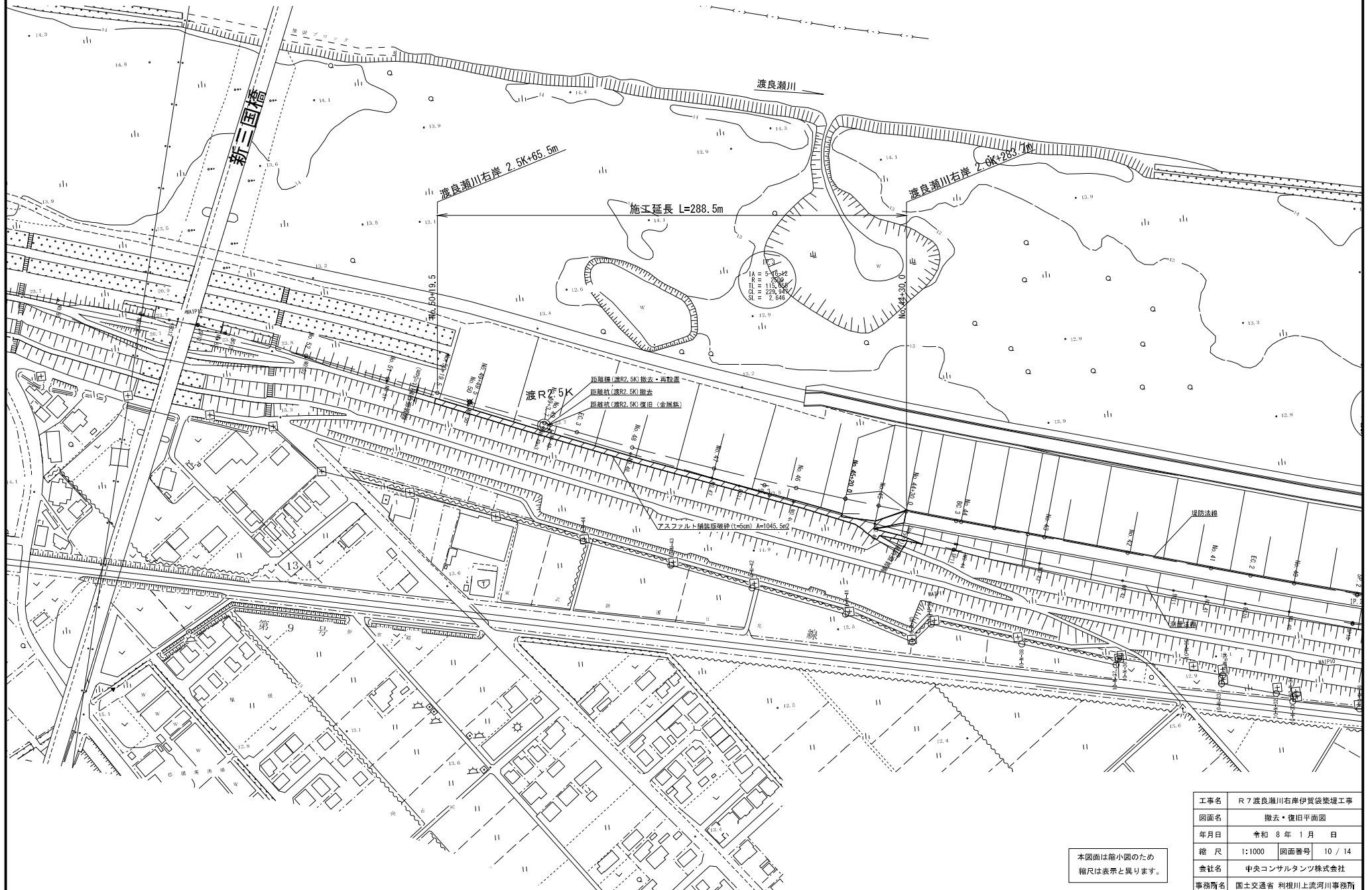
坂路工詳細図



本図面は縮小図のため
縮尺は表と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	坂路工詳細図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮尺	図示	図面番号	9 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

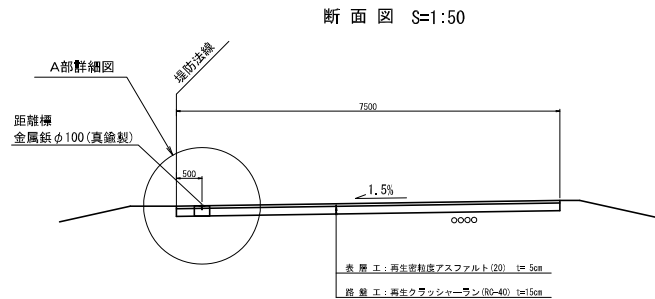
撤去・復旧平面図 S=1:1000



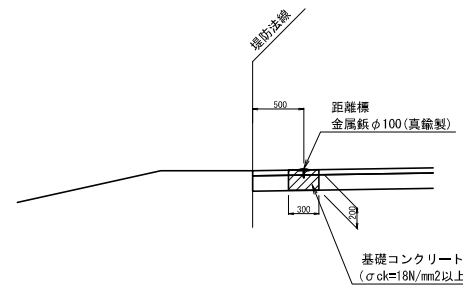
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋袋堤工		
図面名	撤去・復旧平面図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:1000	図面番号	10 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

距離標構造図



A部詳細図 S=1:25



表示板

S=1:25

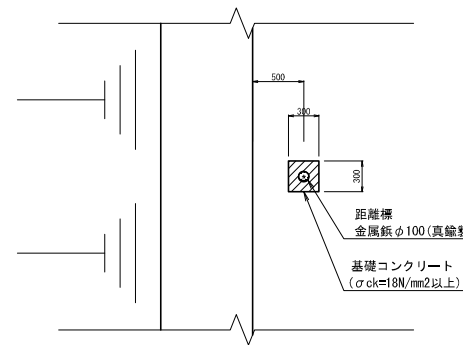
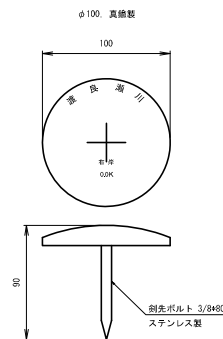
再利用



※注記

- 距離標表示板は再利用とする。
- 上図は表示板のイメージ図である。

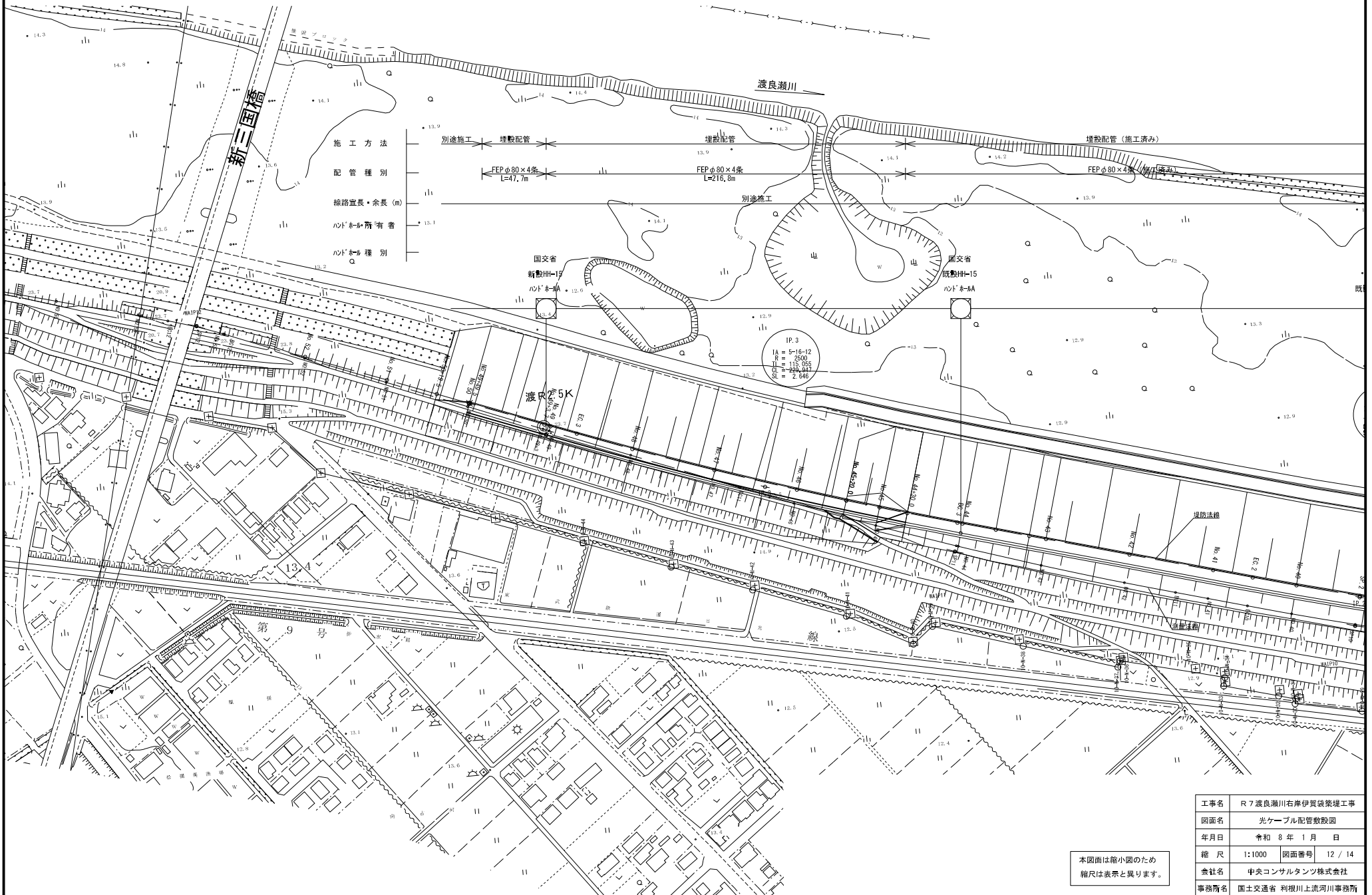
金属板 S=1:2



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	距離標構造図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	図示	図面番号	11 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

光ケーブル配管敷設図 S=1:1000

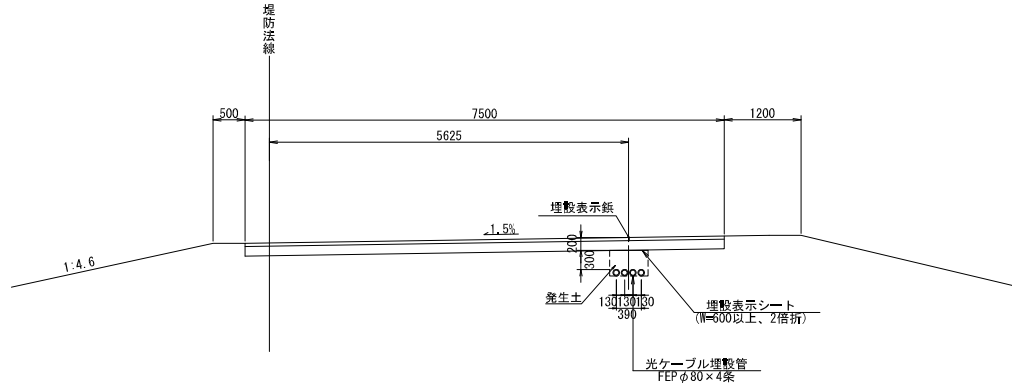


工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀段築堤工事		
図面名	光ケーブル配管敷設図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	12 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

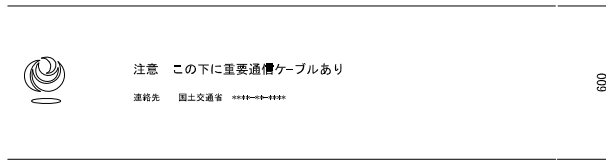
光ケーブル詳細図

S=1:10

配管工詳細図 S=1:40

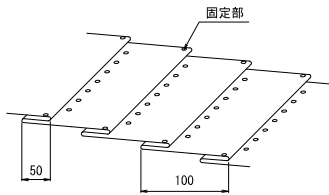


埋設表示シート S=1:10



注：上図は、折込前の状態である。

折込構造図

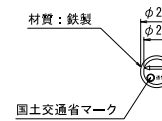


備考

1. 折込倍率は2倍とする
2. 色は地色を赤とし、文字色を黒とする。
3. シートの幅は600mmを標準寸法とする。
4. 1巻の長さは50mを標準寸法とする。
5. 文字はフィルムに裏面印刷とする。
6. 表示寸法は標準寸法とする。
7. 表示文字は実際の字体とは多少異なります。
8. 表示紋章は実際の形状とは多少異なります。
9. 水抜き穴の径は約φ20mmを7個とする。

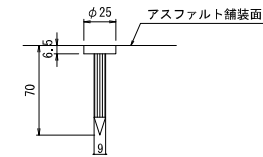
埋設表示板 S=1:2

表示マーク



- 記1：黄色地に黒文字とする。
記2：設置間隔は1箇所/50mとする。
(その他変化点等で必要と思われる場合は、
50mの間隔にこだわらず適宜設置してよい)

施工標準図



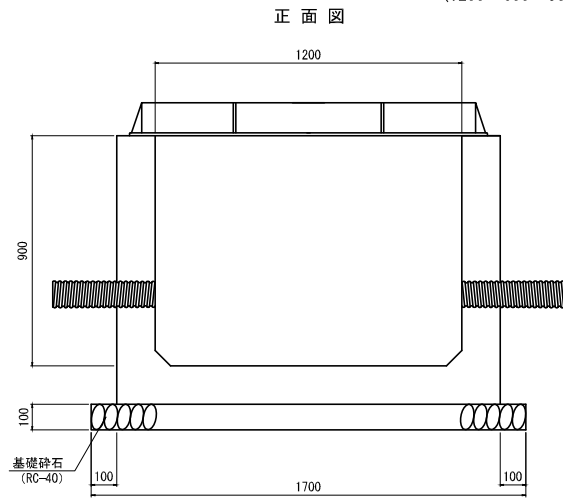
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	光ケーブル詳細図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮尺	図示	図面番号	13 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

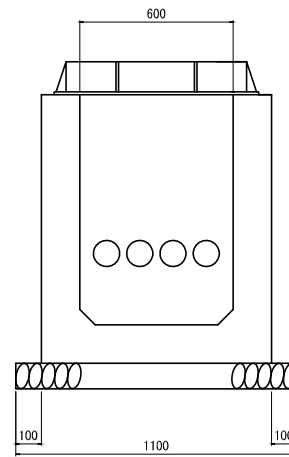
光ケーブルHH詳細図

S=1:10

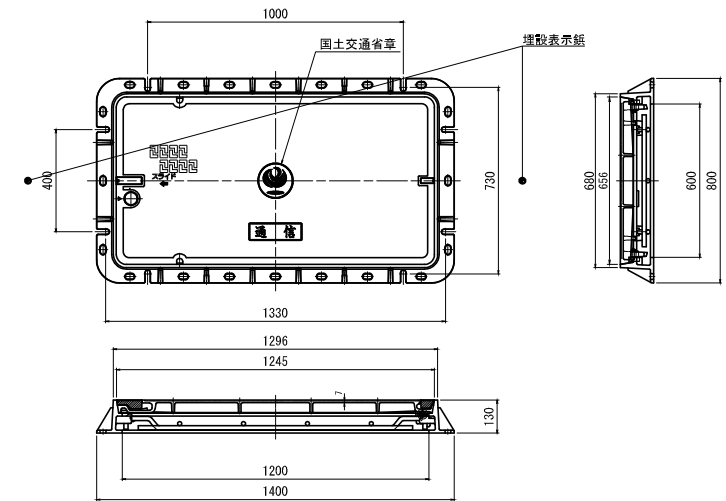
ハンドホールA詳細図
(1200×600×900)



側面図



鉄蓋詳細図
(ロック装置付)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 渡良瀬川右岸伊賀袋築堤工事		
図面名	光ケーブルHH詳細図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	14 / 14
会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		